

「医療費助成制度」が 4月から変わります

町ではこれまで、県の医療費助成事業と町独自の医療費助成事業を組み合わせ、乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、母子家庭、父子家庭などの方々を対象に医療費の助成を実施してきました。このうち県の事業が昨年10月に大幅に見直されたことに伴い、本町ではこれに子育て支援として乳幼児の自己負担額の軽減を盛り込んだ見直しを行いました。

医療費助成制度は、町民の暮らしと健康を支える大切な制度です。将来とも制度の維持を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

医療給付額の変更

これまで乳幼児の一部を除いて自己負担金の全額を助成してきましたが、平成17年4月診療分から受給者に一部を負担していただくことになります。医療機関ごと、診療科ごとに支払った一部負担金相当額から、下表の受給者負担額を差し引いた額を給付します。一部負担金相当額が受給者負担額より少ない場合は、給付額はありません。

また、平成17年4月診療分から寡婦の医療費助成給付額が、「一部負担金相当額」から「一部負担金相当額の2分の1の額」に変更されます。

◆受給者負担額（1カ月）〔4月1日から〕

区 分	対 象	受給者負担額	
		外 来	入 院
乳 幼 児	3歳未満児	な し	な し
	3歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	750円	2,500円
妊 産 婦 重度心身障害者 母 子 家 庭 父 子 家 庭	3歳未満児	な し	な し
	3歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	750円	2,500円
	上記より年齢が上の人	1,500円	5,000円

※受給者および保護者（監護者）の市町村民税が非課税の場合は、受給者負担はありません。

受給対象者の変更

4月1日から母子家庭および父子家庭の受給者対象年齢が、「20歳未満（20歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」から「18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に変更されます。

ただし、平成17年3月31日までに受給者証の交付を受けた方には、平成17年7月診療分までこれまでどおり支給します。

豊かな海を守るためにも大切な下水道。皆さんが納めた使用料で運営されています。



下水道使用料を改定 4月（3月使用分）から適用

町の下水道使用料が改定され、四月請求分（三月使用分）から下表のとおり引き上げられます。使用料は、一般用で基本料金が四十円、超過料金は九円の増額。昨年四月の消費税法改正に伴い、料金単価は消費税相当額を含んだ総額表示に改めました。

町では、海や河川などの水質保全への基盤づくりを最優先課題として、下水道整備に取り組んでいます。下水道は、利用している皆さんにその使用料を負担していただく特定の公共サービス。使用料は主に、家庭の台所や風呂、トイレなどから排出された汚水処理する施設（処理場・ポンプ施設など）の維持管理費用などに充てられています。下水道は、海の汚染防止や衛生的な環境づくりに、さまざまな効果をもたらしてくれ、現在、大浦、船越、田の浜、大沢地区のほぼ全域で利用可能。

既に千二百二十一戸（二月末現在）の家庭などが利用しています。町では今後、より快適な環境づくりを目指して下水道施設の整備促進と効率的な維持管理に努めていきますが、これまでの料金体系では大幅な赤字が見込まれます。そこで、企業に準じた位置付けをしている下水道事業特別会計などの経営健全化を図るため、今回の料金改定となりました。厳しい経済情勢のもとでの料金値上げになりますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

♣下水道使用料の改定内容

区分 用途	基本水量	基 本 料 金		超過料金(1㎡)	
		現 行	新料金	現 行	新料金
一 般 用	10㎡まで	1,260円	1,300円	136円	145円
浴 場 用	〃	1,260円	1,300円	63円	70円
臨 時 用	1㎡につき	189円	190円	189円	190円

※料金は消費税相当額を含んでいます。